

## 第4版へのまえがき

1995年に出版された本書初版の序文は、「ソーシャルワークはいま現在変化の渦中にある」という言明から始まった。私は、この言明を第2版と第3版でも保持した。第2版の「まえがき」で、私は雑誌『コミュニティケア』（1999／2000年）がその新世紀号の見出しで「不確かさの新世紀（A new century of uncertainty）」の到来を告げた編集者のコメントに注目した。その雑誌は、次のように主張した。曰く「ソーシャルワークほどこの10年で変化を経験した専門職はない」と。このコメントは、英国（Britain）について述べたものであったが、他の諸国での市場原理、福祉の複合構制（mixed economy of welfare）の導入や、[社会サービス供給の] 質的な保証や標準化が取り入れられたので、ソーシャルワークの組織や実践には似たような転換が起こっていた。この第4版でどれほどの改訂が行われたのかを期待している炯眼な読者たちは、「ソーシャルワークはいま現在、変化の渦中にある」という言明が[本書の] 1頁目から削除されていることに気がつくであろう。この言明は次のそれに置き換えられた。すなわち、「ソーシャルワークは、常に変化の渦中にある職業である。なぜなら、それはグローバル経済と政府の社会経済政策に対応せねばならない社会福祉システムと密接に関係しているからである」。これがなぜ新しい改訂版が絶えず必要とされるのか、なぜソーシャルワークの倫理がそのような挑戦的かつ論争的な研究領域であるのかの理由である。

[本書を] 執筆している間は主要な諸変化がソーシャルワーク、社会ケア（social care）と社会福祉領域で、より一般的には、英国で継続している。2002年には、[ソーシャルワーカーを含む] 社会ケア実践者を登録し、専門職教育を監督するために、イングランド、スコットランド、ウェールズおよび北部アイルランドの各地で認証団体である社会ケア評議会〔General Social Care Council: GSCCのこと〕が設立されていたが、イングランドについては、ヘルスケア関連専門

職〔看護師や保健師、助産師など〕も登録しているより広範な認証団体へ〔GSCCの〕機能を委譲する諸提案が進行している。とくに児童や若者などのソーシャルワークの〔確かな範疇／対象としての〕サービス利用者を監視し追跡する（surveillance and tracking）複雑なオンライン・メカニズムが発達したので、それらのシステムのいくつかは、緊縮財政（economic austerity）のなかで、それを維持するために効果がないとか、扱いづらくまた経費過多であることが証明されるにつれて廃止され、重要な改訂を受けてきた。手続きや官僚的形式主義よりも専門職としての判断や裁量により焦点を当てるよびかけは、少なくとも児童保護領域では警戒されはじめている。イングランドでは、政府をスポンサーにする報告書が専門職の地位、信用性と専門知（expertise）の向上を目的に「カレッジ・オブ・ソーシャルワーク（a college of social work）」の設立を勧告してきた（Social Work Task Force, 2009<sup>1)</sup>）。同時にそのようなソーシャルワークの「専門職化（professionalization）」（あるいは、少なくとも、「制度化（institutionalization）」）に向かう潮流として、政策過程やソーシャルワーク教育と実践のなかで、より多くのサービス利用者の声に結びつくような利用者運動の力の成長もまた認められてきた。サービス利用者や研究者たちと並んで、ソーシャルワークのなかで単に増大する財政資源管理統制主義〔マネジメント主義〕や市場原理、消費者主義だけでなく、2008年に始まった経済危機に対応するために進められている社会福祉サービスの過大な削減にも異議を申し立てる、よりラディカルなソーシャルワークをよびかけるような、ソーシャルワーカーたちの動きもまた生じてきている。

2011年の夏に私が本書の最終執筆段階にあっただろうどそのとき、若者の多くを巻き込んだ路上での騒乱が英国の各都市で何日かにわたって発生した。これらの騒乱は、通俗的には「暴動」として、店からの略奪、警察との暴力的な衝突や商業施設資産への窃盗に關与したものとして言及された。それは、騒乱の原因や影響を与えた諸要因と、政府、裁判所および地域社会は一体どのような対策をとるべきであったのかを巡る多大な政治的なコメントや論争に火をつけた。これらの暴動は、私たちの社会が全般的に不平等で消費主義的な脆弱性をもっていることや、福祉の削減（とりわけ若者支援（youth work）サービス）と高レベルの失業（とりわけ若者たちの）の衝撃を暗示していた。この暴動はま

た、ソーシャルワーカー、ユース・ワーカー (youth workers)、コミュニティワーカーにとって、これらの騒乱の後にやってくるであろう抑制、統制や予防対策のなかでの福祉労働者 (welfare workers) の役割に関する、永続的な倫理的諸問題と、緊縮財政と新自由主義的な政策の時代のなかで、福祉労働者たちが社会正義と社会的変革 (social transformation) のためにいかに継続的な探求ができるのかという課題を提起した。英国におけるこれらのエピソードと各章末尾にある世界各国からの諸事例は、「専門的であることとは政治的なことである (the professional is political)」ということを明瞭に思い起こさせる。それらはまた、ソーシャルワーカーたちが人びとを社会的に統制しながらも、責任をもち、また／あるいはいかに人びとをエンパワーするのか、不公正なシステム、組織や政治体制に挑戦するためにいかに行動するのかに関する選択肢を生んでおり、「政治的であることは、倫理的である (the political is ethical)」ことを思い起こさせるのである。

## 倫理への回帰

第2版と第3版で注目されたトピックとしての、倫理への関心の増大は明らかに継続している。公共政策と専門職における倫理に関する出版物は顕著に増大している。これは気候変動、地球規模のテロリズム、医療の新しい発展、世界規模の貧困や不平等の執拗な高まりに関連する諸争点、集合的な責任、個人の選択や将来世代への関心など新しい挑戦を提起しており、一般的に倫理への関心が増大していることの反映である。非常に目立った (high-profile) 汚職、嘘や業務上の過誤が表沙汰になっているので、「国民一般の生活の基準」に関する懸念も継続的に発生している。ソーシャルワークにおける倫理的争点も例外ではない。欧州および英語圏で出版されたソーシャルワークの倫理と価値に関する専門家による文献の数は急激に増加している (たとえば、私が本書第3版を執筆して以来だけでも以下のリストがある。それらは、Banks and Nøhr, 2012; Barnard et al., 2008; Beckett and Maynard, 2005; Bowles et al., 2006; Charleton, 2007; Congress et al., 2009; Dolgoff et al., 2009; Reamer, 2006; Završek et al., 2010)。特別なトピックとしてのソーシャルワーク倫理への関心は、南側の先進化しつつある

[インドやブラジルのような] 社会 (the global South) においても増大している (たとえば, Barroco, 2004; Joseph and Fernandes, 2006 も参照)。[こうした背景もあって] ソーシャルワーク倫理に関する2つの専門雑誌が創刊されてきた。それらは *Journal of Social Work Values and Ethics* (合衆国でのオープンな電子媒体) と *Ethics and Social Welfare* (英国を基盤とする購読雑誌) である。ソーシャルワーク倫理への特定の理論やアプローチに焦点を当てた書籍 [テキスト] もまた現れ始めている。それらは, Clifford と Burke (2009) の反抑圧的な倫理に関するものや, Banks と Gallagher (2009) の徳の倫理に関するもの, 精神保健, 情報共有と意志決定のような専門家たちの学際的な分野における倫理を扱ったもの (Baker, 2009; Clark and McGhee, 2008; Connolly and Ward, 2008) がある。

20世紀の中盤から後半の間は, 専門職の倫理の焦点は, 本書の第3章で概説されているように, [倫理を巡る] 諸原理の増大するリストや諸原理間の衝突にどのように対処するのか——すなわち, サービス利用者の自己決定を尊重するのか, 彼らの福祉や利益 [社会サービスを拒否する自己決定をしたクライアントの主張よりも, 彼らの保護を優先する倫理的決定] を促進することを尊重するのかという——私が第2版で「性格と関係性を基礎とする倫理 (character-and relationship-based ethics)」(「徳の倫理」と「ケアの倫理」) とよんでいた諸関心が継続的に発展している。とくにフェミニストの倫理学者たちが, 多様性と差異, 文脈と関係性, 物語 (narratives) および言説 (discourses) などを益々重視するようになってきていることは, ソーシャルワークにとって高い現代的意義をもっており, ソーシャルワーク研究者や実践者たちによって次第に使用されるようになってきている。

## 位置づけられた倫理

私は, 本書の以前の諸版がいくつかの異なった国々で読み続けられているという事実からかなり影響を受けてきた。このことは私自身の使用した言語, 概念と文化的アプローチのいくつかの, 国民的かつ文化的な特殊性 (specificity) を気づかせることに寄与したし, 倫理に関する文献が, 文化的, 法的小および実践的文脈の異なる広い範囲でいかに有意義なものになりうるのかという課題を

私に与えた。世界の異なった地域でより現代的意義をもつようなテキストを作成したいという願望のなかで、文脈的特性を除去し、より一般的なレベル——普遍的で抽象的な原理のレベルでの議論を継続する誘惑にかられる。しかし、1948年の国連による世界人権宣言やソーシャルワークの倫理に関する国際的な所信に含まれている「普遍的な」倫理の諸原理は、それ自身が世界の多くの地域で行き渡っている文化的規範と信仰を反映していない、個人の権利という観念に依拠した、倫理への特定の西洋的な視点を有しているという理由で批判されてきた。実際に、倫理文献にある発達したテーマの一つは、文脈の重要性——決定やジレンマが位置している日常生活の豊饒さ (the richness) である。社会学やソーシャルワークの文献では、文化的多様性や需要に対する応答の特定性を是認することが重要な特徴である。したがって、もし本書を多くの執筆者と共に作成する、ソーシャルワーク倫理の国際的な百科事典にすることができないならば、ソーシャルワーク実践の複雑さと多様性は、十分に守備範囲に収めることができないことになる。

それゆえに、私は、私自身と私の考え（つまるところ本書）を私自身の文脈のなかに——イングランドのソーシャルワークとコミュニティ・デベロップメント・ワーク (community development work) で培われた経験を伴った、西洋哲学のなかで修養された英国研究者の文献 (writing as a British academic) として位置づける。[本書にある] 事例と参照文献の多くは、英国の法律、政策、動向に関連したものである。いくつかは、世界的にも現代的意義を有するであろうが、他のものは、そうではないかもしれない。しかしながら、本書の展望を広げて、読者に世界各国のソーシャルワークの共通性と異質性 (commonalities and differences) にかかわることを奨励する方法として、私は各章の最後に、議論を深めるための質問を付した国際的な事例を追加してある。

本書の初版での主要な焦点は、自己決定あるいは福祉の促進を尊重するような、本質的に倫理的原理を優先し駆動させる倫理的決定過程を強調した、「原理論的倫理 (principle-based ethics)」と名づけられたものに対するものであった。第2版では、新しい章が追加され、それは「性格と関係性を基礎とする (character and relationship-based)」倫理へのアプローチというものであった。これは、これらのアプローチが非西洋文化によりよく合致するかもしれないとい

う事実を反映していた。これはまた、西洋哲学（行為の原理よりも性格の質に依拠した）における最近の徳の倫理の復活や、特定の人たちのあいだにある、ケア、責任と関係の重要性の強調を伴った、倫理へのフェミニストや他の状況を考慮したアプローチをも考察したものである。私は、倫理的存在や行為（ethical being and acting）は、人びとに対する諸原理、性格の質と特定の関与を含んだ、異なった種類の価値の多元性に依拠したものとして、もっともらしくみなされるだろうと論じた。私は、言語的／非言語的コミュニケーションが聞かれ、感じられて、感情がふるまい（play）に結びつく、実際の生活上の相互行為においては、位置づけられた倫理（situated ethics）が最も重要であることを認めていた。しかしながら、教科書や教育の文脈においては、諸原理の視点から倫理的問題やジレンマの事例を分析し続けることが簡単であることを示唆しておいた。事例を分析する過程は、それが人工的なものであっても、それ自体が倫理的な気づきや省察を発達させる上で重要な役割を果たす。とはいえ、第3版では、とくに最終章で、私は性格と関係性を基礎とするアプローチの諸側面が事例検討のいくつかに織り込まれるよう試み、このアプローチの適用範囲をつけ加えておいた。

もし私たちが人生のあらゆる側面での、とくに社会的実践における倫理に埋め込まれたものを受け入れるならば、ある倫理的信念と性格の質がソーシャルワークの日常的な遭遇過程でいかにして構築され、実行されるのかを研究することは重要である。そのような民族誌学的（ethnographic）な研究は、私たちのソーシャルワーク倫理の実用的な理解を強めてくれる。ただし、専門職倫理に関する文献では共通となってきたより哲学的な起源をもつアプローチと比較して、これらは異なった学問的・方法論的枠組みに起源をもっていることに留意する必要がある（倫理に関する哲学と社会科学諸研究の関係については、Banks, 2004a で詳しく検討されている）。本書は、ソーシャルワーカーの実践で実施していることについての経験的な研究の説明を提供したり、与えたりたりすることを企図していないが、抽象的で哲学的な理論化を喚起するような、また政策や実践の文脈内で位置づけられたものとしての発達途上の倫理的視点（view of ethics）を基盤としている。私はソーシャルワーカーたちの実践経験に対する親密性を維持するために、実践者から提供された実際の説明に基づく事例研究

を活用してきた傾向がある。

## 第4版での変更点

第4版の全章は改訂されており、いくつかの新しい事例が各章の中に追加されている。それらは、あるソーシャルワーカーのケアに対する「個別化された (personalized)」アプローチを実施している経験、亡命希望者が「普通の生活」を拒絶されているもの、ユース・ワーカーが地域的な暴動に対応しているもの、どのように職員チームが若いイスラム教徒男性とかわるのかを省察しているものや、キリスト教徒のソーシャルワーカーが中絶を求めている女性にどのように対応したのかを省察したものなどについての事例を含んでいる。

いくつかの箇所、ソーシャルワークや道徳哲学の中で新しい思考を促すために事例が追加されている。たとえば、近さの倫理 (ethics of proximity) についての節は、性格と関係を基礎とした倫理に関する第3章に追加されている。近さの倫理は、フランス／リトアニアの哲学者であるレヴィナスと最も強く関係しているが、彼は、倫理の根源として二人の人間が顔と顔をつきあわせるところに焦点づけをしている。ソーシャルワークにとって、倫理理論としての近さの倫理を発展させることは難しいけれども、他者 (the other person) との理性以前の (pre-rational) 関係を倫理の第一義的な原理 (primacy) とする考え方は、脱人格化され、マネジメント的、市場原理に駆られたソーシャルワークに対する癒やし (antidote) として魅力的である。「社会正義に位置づく倫理 (situated ethics of social justice)」を概説した新しい節は、第3章の最後に追加されているが、それは原理を基礎とする倫理と、性格と関係性を基礎とする倫理の諸要素を、進歩的なソーシャルワーク倫理のための、予備的な分析枠組みへまとめるものである。

専門性と専門職の綱領 (codes) に関する第4章の多くの部分は、それまでの諸版と比べて著しく改訂され、その説明が各国のソーシャルワーク専門職協会の最新の倫理綱領のいくつかに適用されている。以前の諸版で、倫理綱領の形態や中身については、いくぶん詳細に分析をしたので、第4版のために私は最新の倫理綱領を大がかりな形で体系的に分析はしなかった。その代わりに、各

国間にある重要な共通性と異質性に沿って、倫理綱領の主要な特徴のいくつかに光を当てている。専門職の規制と実践上の規則の役割についてさらに注意が払われ、倫理綱領に関する限界と批判について扱った新しい節が追加されている。

サービス利用者の権利を記した第5章では、サービス利用者の運動の役割と近年のケアの「個別化 (personalization)」へ向かう動向に光を当てている。「消費者」や「顧客」としてサービス利用者を捉える考え方は、北側の先進地域の多くの国々の成人社会ケア領域で市場原理に基づく [福祉の産業化] 動向を反映して発達しているものである。このテーマは、第6章にも拡張され、そこではソーシャルワーカーの責任——表6.1に示されたソーシャルワークの第4のモデル——「準ビジネス」としてのソーシャルワーク (social work as a 'quasi-business') が検討される。

第7章には、新しい節である「倫理的意思決定と『倫理的な営為 (ethical work)』」が配置されている。倫理的判断は、決定の中身、倫理的生活のまさにひとつの側面として判断と決定を形成するものとして表れる。「倫理的な営為」の概念は、判断と決定に伴う道徳的な理由づけに関与するだけでなく、状況の顕著な特徴を倫理的に自覚して、道徳的な想像力と思いやりを働かせながら感情的なものを経験し、道徳的な勇気を展開しながら、実践者によって遂行される営為として紹介される。

最も重要な追加のひとつは、世界中の7つの国々から引き出された新しい国際的な事例である。これは各章の末尾に配置されている。それらの事例は、倫理的省察を喚起するために意図されており、議論のためのいくつかの質問が、章のテーマと事例の主題にリンクした形で各事例に追加されている。これらの事例のいくつかは、各章に含まれている事例よりも長く、より詳細で、時にはかかわった人たちの個人情報についても触れている。それらは、オーストリアにおけるとりわけ注目をあびた児童虐待事例で、ワーカーが専門職の義務を懈怠した罪で執行猶予つき罰金刑を受けたものや、アルゼンチンでの軍事独裁政権時代に [政権におもねるために] 密告者として活動していたワーカーが発見されたことに対する専門職協会の対応などから説明を整理している。

本書の概括的で根本的な説明や目的 (rationale)、各章の概観 [本訳書では削



除], 演習課題, 事例を使用する際の手引き, およびさらなる学習 [本訳書では削除] を促す手がかりは, 序章の最後に与えられている。

(訳注)

- 1) College of Social Work は, 2015年の総選挙で保守党が勝利したことによって廃止が勧告された。